

## 南瀬谷中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成30年2月改定

「いじめ」は最も身近な人権侵害であり、絶対許されないことである。そして誰にでも、どの学校にでも起こりうることで、今まで「いじめ」は本校でも起きている。だからこそ、「いじめ」は絶対に許さないという確固たる信念のもと、いじめられた側の思いにたち、生徒、保護者、そして教職員、さらには地域、関係機関が力を合わせ、その未然防止と解決に向けて、自らの役割（責務）を果たすべく全力で取り組まなければならない。時には死にたいとまで追い込まれる、いじめられた当事者のつらさや苦しさを、あらためて生徒、教師はもちろん、子どもにかかわるすべての人が自分のこととしてとらえ、「いじめ」を要因の一つとして、子ども自らが尊い生命をなくすという、本当に悲しく、あつてはならないことを決して起こさない努力が必要である。学校（教職員）は、すべての生徒のために一丸となって「いじめ防止」及び「いじめの早期発見、早期対応」にあたり、きめ細かな状況把握や情報の共有はもちろん、チームとして、子どもたちに向き合い真摯に取り組むことを目標とする。

何より自分たちの思い一つで、「いじめ」は根絶できることを忘れず、目の前の相手の立場にたって、その思いを、その痛みをわかる「心」を育むことが大切である。いつも挨拶が気持ち良くできること、普段の授業の中で一生懸命取り組むことが認められること、体育大会や合唱コンクール等の行事では力を合わせて素晴らしい成果をあげていること、生徒会活動や部活動等では目標に向かってお互いに学び合い成長していること、そんな子どもたちの主体的な取組を大事にして、一步一步着実に「心」を育てることこそが、「いじめ」の防止や解決には欠かせないことを皆が心に刻み、あたたかな学校、学級を創りあげて、本校の全ての生徒が安心して生活できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

<いじめ防止対策推進法第2条>

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒等と、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・環境や時代の変化に応じて、広いとらえ方で生徒等が心身の苦痛を感じるケースをいじめ、もしくはいじめを発生させる要因として取り上げる。

#### (2) 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

・いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域社会はそれぞれの役割を自覚し活動するとともに、子ども自身もいじめを許さない社会の実現に努めることを目的とする。

・いじめを受けた生徒の生命・心身を保護し、学校・保護者・地域社会で支援していくために、その方向性について共通理解を図るために定めるものとする。

#### (3) いじめを防止するための基本的な方向性

・いじめはどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるので、特定の子どものだけの問題とせず、広く学校・保護者・地域全体で真剣に取り組むべきである。

・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しながら行っていくことが必要である。

・いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、学校教育全般を通じてその防止に取り組んでいくことが必要である。

## 2 組織の設置及び組織的な取り組み

### (1) いじめ防止対策委員会

- ・校長、副校長、主幹教諭、学年主任、生徒指導専任、特別支援コーディネーター、教務主任、生徒指導部長、養護教諭とする。また必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 委員会の役割

- ・定期的教育相談の実施や相談しやすい人間関係づくりの推進、教職員の資質向上のための研修、スクールカウンセラーを効果的に活用するための情報交換と、相談環境の整備等の改善促進を図る。
- ・いじめ防止対策に関する研修の実施や、教職員の資質の向上に必要な措置を計画し、それらが計画的、継続的に行われる組織機能を維持する。
- ・委員会は月に1回以上、定期的で開催する。またいじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の年間計画

通年・・・道徳、人権教育、各教科を通じていじめ防止基本方針の推進と改善。日常生活や行事等における適応状況を把握した上での指導と支援。

4月～5月・・・学級、学年、校外学習、部活動、「生活アンケート」、教育相談を通して、集団と個人の特性把握。学級懇談会等を通しての保護者との連携。「学校・家庭・地域連携事業総会」での学校外でのいじめ防止や早期発見のための情報交換。

6月～7月／夏休み・・・教育相談。個人面談を通しての保護者との連携。

夏休み明け／9月・・・「生活アンケート」、教育相談を通して、集団と個人の特性把握。

10月～12月・・・人権週間活動。「いじめアンケート」の実施と学校評価の検証。

1月～3月／年度末・・・「生活アンケート」、教育相談を通して、集団と個人の特性把握。卒業、進級に向けた適応指導。指導情報の次年度への引き継ぎ。「学校いじめ防止基本方針」の検証。

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

(1) 日々の学校生活の中で、生徒の様子を深く観察すること。また、その情報を組織的に共有し、未然防止に努める。

(2) 教職員の研修を充実させ、いじめの起こりうる要因を全員がきちんと理解し、未然防止に努める。

(3) 人権教育、道徳教育を一層推進するとともに、体験活動を充実させ、仲間を大切にする心を培う。

1年・自然教室 ・ 職業講話

2年・遠足 ・ 職場体験 ・ 校外学習

3年・修学旅行

全学年 ・ 学年集会 ・ 体育大会 ・ 合唱コンクール ・ 人権作文

地域行事へのボランティア参加（夏祭り、敬老の集い地域運動会等）

(4) 既存の定期教育相談、「生活アンケート」の充実を図る。

(5) 学校外からのいじめに関する相談や情報提供を広く収集し、丁寧に組織的に対応する。

(6) 生徒による主体的な活動を推進する。

①インターネット使用における情報モラル教育の推進

ネット三か条の周知

- 一、午後10時以降は電源を切る（22時～6時）
- 二、人が嫌がることを書かない
- 三、個人情報をお教えしない

ネットパトロールの実施

保護者説明会等の機会を捉えた説明会の実施

リーフレット等、資料活用した啓発活動の実施

②「フレンドリーウィーク」活動の推進

(7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに同警察署に通報し、適切な援助を求めるものとする。

#### 4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条）について

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」（同項第1号）、  
「いじめにより当該学校に「在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」（同項第2号）とされている。

【想定される場合】

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) 全教職員が「重大事態」の意味を確実に理解し、決して起きてはならないことの認識を高く持ち、生徒が安心して、豊かな学校生活を送れることができるように日々の指導・支援に活かす。
- (3) 万が一、重大事態が発生した場合や疑われる事案が起こった場合は、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で共有するとともに、学校としてすみやかに調査に入る。また、直ちに教育委員会に報告する。
- (4) 重大事態の調査を行った場合は、いじめを受けた生徒及び保護者に適切に事実関係等の必要な情報を提供する。

#### 5 その他

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- ・このいじめ防止基本方針は、今後、必要に応じて改訂していくものとする。